

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2025年11月25日
【会社名】	株式会社ウエストホールディングス
【英訳名】	West Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江 頭 栄 一 郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 澤 井 貴 介
【本店の所在の場所】	広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社ウエストホールディングス 東京支店 (東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

１ 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長江頭栄一郎及び取締役澤井貴介は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであることから、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２ 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年8月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社33社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、上記以外の連結子会社8社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的影響の重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業が再生可能エネルギー事業、省エネルギー事業、電力事業、蓄電所事業であり、各事業において特性や業務プロセスが異なることから、事業の重要性を判断する指標として売上高が適切と判断し、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3以上を基準として「重要な事業拠点」を選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、完成工事未収入金、売上原価及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性等の観点から、貸倒引当金の算定、棚卸資産の評価、有価証券の評価、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。なお、前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正措置に関連して新たに整備したプロセスについては、当社グループの決算・財務報告プロセスにおける評価対象に含めております。

３ 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

４ 【付記事項】

当社グループは、2024年8月期の決算短信発表後の会計監査の過程で、連結キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報に関する決算短信の数値に複数の誤りがあることが判明しました。これらの誤りを社内の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったことについて、財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備として認識しました。

これを受けて当社は、前事業年度末における財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために以下の再発防止策を実行し、内部統制の改善を図ってまいりました。

（１）経理部の体制強化

公認会計士資格を有する実務経験者を採用し、経理部の人員を強化するとともに、人員の配置を全体的に見直し、各決算・財務報告プロセスに関与する人員を三人（作成者・確認者・承認者）体制としました。これにより、正確な財務報告のための人員体制が整備され、十分な経験と能力のある人員による運用を開始しました。

（２）連結キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報が作成される仕組みの理解・整理

連結キャッシュ・フロー計算書が作成される仕組みを理解・整理するために、連結会計システム導入支援会社の担当

者による経理部向けの連結キャッシュ・フロー計算書作成支援ミーティングを実施しました。また、セグメント情報が作成される仕組みを理解・整理するために、作成業務の外部委託先とのミーティングを実施しました。

当該是正措置の結果、当連結会計年度の決算において、正確な連結キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報を作成するために必要な手順を整理しました。

(3) 必要な統制の設置

上記(2)の連結キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報が作成される仕組みの理解・整理を踏まえ、連結キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報の作成に必要な手順書を整備し、運用を開始しました。

また、手順書に基づき作成した結果に対して、事後検証や整合性確認等を実施するための内部統制を整備し、運用を開始しました。

上記の結果、当事業年度末時点において開示すべき重要な不備が是正されていることを確認し、当事業年度末日時点における財務報告に係る内部統制の評価結果は有効であると判断いたしました。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。